

## 健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案（概要）

### 1. 改正の趣旨

- 毎年度、各保険者（全国健康保険協会（以下「協会」という。）、健康保険組合、都道府県、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、社会保険診療報酬支払基金に対して後期高齢者支援金を納付している。
- このうち、協会における後期高齢者支援金については、協会が他の保険者とは性質が異なる理由（事業所が強制加入である等）から独自のインセンティブ制度（以下「協会インセンティブ制度」という。）が設けられており、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況等に応じて、後期高齢者支援金に係る保険料率を加算・減算している。
- 今般、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、令和4年度保険料率における協会インセンティブ制度に係る加算率（以下「加算率」という。）について所要の見直しを行う。

### 2. 改正の内容

令和4年度保険料率における加算率について、令和3年度と同様の加算率（0.007%）とする。

### 3. 根拠法令

健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第3項

### 4. 施行期日等

公布日：令和3年12月22日

施行日：公布の日